## 九州かたばみ会 ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は九州かたばみ会(以下「本会」)がインターネット上に公開しているホームページ内への広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、本会としての品位等を妨げないものであって、次の 各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 2) 宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
- 3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- 4) 前各号に掲げるもののほか、本会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの
- 2 ホームページに掲載する広告は、宇部高等学校同窓生が在籍する企業・団体のもののみとする。 サンプル

(広告の規格および掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

- 1) 縦 55ピクセル 横 220ピクセル
- 2) データ形式: GIF(アニメーション不可)、PNG、JPEG
- 3) 容量: 30KB 以内

AB 商事 地域と共に



xx 年卒 宇部太郎



広告主の HP または 広告主紹介ページにリンク

広告掲載位置は、本会ホームページ内とする。

- ※ バナー作成できない場合は、有料で作成(5,400円/1回)致します。
- ※ 広告主のホームページが無い場合は、有料でバナー広告作成と本会ホームページ内に 広告主紹介ページ作成(A4版相当1ページ分、5,400円/1回(バナー広告作成費含む))致し ます。

#### (広告掲載料)

第4条 バナー広告1枠あたりの広告掲載料は年間10,000円とする。原則広告掲載料は返金しないものとする。

#### (広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、広告掲載が承認・掲載された日から1年後の月末までとする。 2サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に 応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

- 3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。
- 4 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了1ヶ月前までに広告掲載企業からの何らの申し 出がない場合は、自動更新とする。

## (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」)は本要網を確認の上で本会ホームページ 上にある「広告掲載申込」または本会事務局より申し込みするものとする。

## (広告記載の決定)

第7条 本会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

### (広告掲載料の振込み)

第8条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、速やかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

### (広告内容の責任)

- 第9条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

#### (広告主の届出義務)

- 第10条 広告主は次の各号に該当する場合は、速やかに本会に届け出なくてはならない。
- 1) 広告掲載を取り下げるとき
- 2) 広告を差し替えるとき
- 3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- 4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

### (広告掲載の取消し)

- 第 11 条 本会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。
- 1) 広告掲載料を納付しなかったとき
- 2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- 3) 広告主から広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げる旨の届出があった場合
- 4) 前各号に掲げるもののほか、本会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき
- 2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、本会は、広告主に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、第4条の規定による広告掲載料は返金しないものとする。

# (損害賠償)

第12条 前条第1項第2号に該当する事由により本会が損害を被った場合は、本会は広告 主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

# (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が別に定める。

平成29年7月15日制定 九州かたばみ会事務局